朝鮮前期の国家と僧尼 一度牒の発給を中心として一

本論文は朝鮮王朝の建国(1392年)から燕山君代の甲子士禍(1504年)を経て、中宗11年(1516)に至る間の国家による僧徒・尼僧の統制策の展開を、『朝鮮王朝実録』等の文献に史料を博捜し、また、日韓の先行研究にも綿密な批判・検討を加えて、これを分析した研究である。

その結果、これまで廃仏論の視点から論ぜられてきた王朝前期の仏教政策は、僧尼をいかに国家の体制内に秩序づけるかの課題であったことを論証した点において、本論文は高く評価される。

論者は王朝の基本法典たる『経国大典』の編纂(成宗2年・1471)が進み、大典に基づく国家の運営が定着するこの時代を朝鮮前期と捉える。この時代把握の上で、5章で構成した本論文は、高麗後期以降、成人男子に課せられた各種の役を避けて僧徒となる者や寡婦等の尼僧が増大し、寺院経済が盛大となるや、国家は財政と国防さらには社会秩序の観点からこれを問題視したが、僧尼と寺院の統制が過度になれば治安と信仰の問題を惹起し、尼僧の統制は崇仏の厚い后妃や後宮と対立して政争を招くと言う国家と僧尼との関係の矛盾を明らかにしている。

さらに、本論文は、僧尼の体制内化という焦眉の課題をめぐる国王と臣僚と后妃等の三者の間の論議と政策を詳細に検討するが、儒教的国家観に立つ臣僚の廃仏論と崇仏の后妃との対抗とそのなかで明確に対策を下せない国王の姿をも浮き彫りにしている。

かくて、本論文が実証した度牒を介した僧徒政策の展開は以下にまとめられる。即ち、政府が出家証明書たる度牒を発給して僧徒を統制し、無度牒僧は還俗の後に国家の事業等に徴発することが僧徒政策の基本であり、その発給対象は建国当初では両班の子弟に限ったが、私度僧の激増に対応して、公私賤(世祖7年・1461)、郷吏・駅吏(睿宗元年・1469)、良人(成宗元年・1470)へと順次に対象は拡大され、この政策は『経国大典』(1471年)に度僧条として成文化された。ところが、この後も私度僧の対策は論議され、成宗 23年(1492)2月には度僧条に替えて度僧条件を厳しくする「禁僧節目」が定められるや、同11月に王母の仁粋大妃等が異議を唱え、成宗がこれに与して度僧条は守られた。しかし、燕山君(1494年即位)は祖宗を供養する忌辰斎の催行をめぐる后妃と三司(司憲府・司諫院・弘文館)等の対立に際して后妃を支持し、度牒の発給を毎年10人のみに認めたが、士禍の暴政による混乱のなかで、中宗11年に忌晨斎を宗主国明朝の礼に倣い儒式で催行するに及び、度僧条は無用となり『経国大典』から削除されるに至ったのである。

また、国初に淨業院に所属した尼僧の統制も治安・風俗の観点から政府では論議の対象となり、その政策は僧徒政策とほぼ併行して展開したが、甲子士禍の後、淨業院等の尼院は撤去され、尼僧は還俗させられたのである。

こうした朝鮮前期の僧尼政策の実証的研究を通して、国家と社会の諸矛盾を発見し、また、僧尼と寺院は信仰活動に附随する美術、印刷、石造等ソフト、ハードの技術を集積していることに着目した論者は、朝鮮朝 500 余年の歴史を豊に分析するに無限の鉱脈を掘り当てたと言える。朝鮮の政治史に始まり、社会経済史、社会史、文化史の研究に進んでも新鮮な成果を将来にわたりあげるであろうことが期待される。

よって、本調査委員会は申請論文の提出者が博士(文学)の学位を授与されるに十分な能力をもつものであると認めるものである。